

く措置が可能となるスケジュールとする。

(4) 法人の存続の必要性の検証

○政策責任者である主務大臣が、中期目標期間の終了時まで、法人の存廃等の必要性について検討し、必要な措置をとる。

○主務大臣の判断の適切性を確保するために、第三者による一定の関与の仕組みを設ける。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

○法人の目標設定に際し、事務・事業の特性に即したものとなるよう、府省横断的なガイドラインを作成する（例：国際関係法人における海外事務所の扱いや海外事業の実施状況、人材育成法人における関連する職種への卒業生の就職率に係る数値目標等）。

○研究開発法人について、

・学術研究面における目標設定・評価の双方に資するため、主務大臣の下に、学識経験者から構成される専門の学術評価委員会を設置することとし、当該委員会の委員の任命に当たって制度所管府省に協議する等、適切性を確保する（その際、評価に当たっては、国際的な動向も踏まえた共通運用を図るとともに、業務・財務効率性の観点も含めた点検については、他の法人の対応と同様とする）。

・不適切な支出をより確実に抑止するため、支出の内部チェックの取組の強化や、大規模事業の実施状況の透明性の向上等を図る。

・科学技術・イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術・イノベーション戦略本部（仮称）」との関係を整理し、研究開発法人が効果的に機能する仕組みとすることが必要である。

○行政事業法人について、その業務内容を踏まえ、中期目標管理を採用し、業務・財務の改善に重点を置いた目標・評価とした上で、毎年度業務内容をチェックする等の仕組みを整備する。

○行政執行法人について、その業務内容を踏まえ、毎年度、主務大臣が目標の達成状況についての評価を行う。その際、中期的な管理が適切と考えられる設備費・人件費等の業務効率性については、一定の期間ごとに第三者機関において、主務大臣の評価につき中立的・客観的な点検を行う仕組みとする。

4. 国民に分かりやすく説明責任を果たす情報公開の推進

法人の組織・業務運営の状況に関する情報について、国民に対し、より積極的にかつ分かりやすく提供する取組を強化することとし、併せて、契約・調達等の透明性向上や会計基準の見直し等を行う。

(1) 情報公開等の推進

○法人の組織・業務運営の状況（法人の部門別職員数等）、契約内容（法人OBの再就職先との取引状況等）、財務状況（交付金の使途や資産保有状況等）などについて、情報公開の内容を拡大する。また、法人の業務運営状況等について、国民向け説明会を開催することとし、詳細については更に検討する。

○随意契約、一者応札等の見直しや契約・調達手法の多様化等、契約・調達の適正化を進める取組を促進するとともに、関係法人との委託契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には適切に返納させる取組を強化する。

(2) 会計基準等の見直し

○法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業別に区分された情報を充実することにより、事業と財源の対応関係を明らかにするとともに、原則として業務達成基準を採用することなどの見直しを行うこととし、詳細について更に検討する。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

○法人の契約・調達については、競争性、透明性、公正性、効率性等を確保しつつ、研究開発法人等について、事務・事業の特性、調達する財・サービスの性質等を考慮した基準やルールの構築について更に検討を行う。

○行政執行法人について、単年度の財政措置とすることに伴い、交付金の会計上の取扱い等について、会計基準の見直しの検討を進める。